

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案に対する修正案

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第一条のうち第十九条の七の改正規定中『、同号口中「百分の八十五」を「六月に支給する場合においては百分の八十五、十二月に支給する場合においては百分の九十」に改め』を削る。

第一条のうち別表第一から別表第十一までの改正規定中「別表第十一まで」を「別表第十まで」に改め、別表第十一を削る。

第二条のうち第十九条の七の改正規定中『、同号口中「六月に支給する場合においては百分の八十五、十二月に支給する場合においては百分の九十」を「百分の八十七・五」に改め』を削る。